株式会社ケミトックス
〒145-0064 東京都大田区上池台 1-14-18
TEL: 03(3727)7111 / FAX: 03(3728)1710

chemitox

ケミトックス 環境ニュース （Vol. 29）

施行された EU の RoHS 指令のその後

2012 年 6 月 13 日

株式会社ケミトックス

中山紘一

高橋珠江

改正 RoHS 指令で要求される CE マーキング

電気・電子機器の廃棄(WEEE)指令は 2005 年 8 月 13 日に施行され、写真 1 に示す WEEE のマークがつけられました。

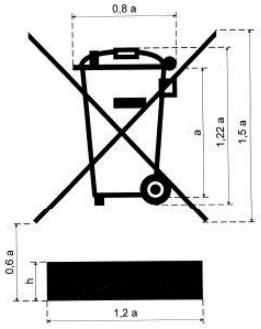

写真 1 WEEE マーク

2006 年 7 月 1 日に施行された電気・電子機器の有害物質使用制限(RoHS)指令では、マークは特に規定されておらず、運用後、各社が RoHS 指令適合のマークを作成して貼付して適合性を示していました。

改正 RoHS では、マークも対象とする案でした。RoHS 指令(2011/65/EU)の改正が 2011 年 7 月 1 日に EU 官報で公示されました。この改正の一つに適合性を示すために CE マーキングの貼付が考え出されました。2013 年 1 月 3 日以降に EU で上市される電気・電子機器には CE マーキング貼付が必要となり、その準備が必要となってきました。今回、この CE マーキングについて解説しましょう。

株式会社ケミトックス
〒145-0064 東京都大田区上池台 1-14-18
TEL: 03(3727)7111 / FAX: 03(3728)1710

このマーキングが登場した背景には、次のような要因があげられます：

1. RoHS 指令に適合しているかを確認する適合性評価方法に加盟国により差がある
2. 市場を監視する方法に加盟国で差異がある
3. 不適合製品がまだ、数多く存在する

RoHS 指令では、製造業者(または輸入者)自ら、あるいは第三者認証機関による適合性評価が必要で、そのために規格への適合、技術文書の整備等を評価することによって適合宣言書を作成し、自己宣言することになります。

実際にどんなことが必要か順を追って説明しましょう。先ず、適合指令を確認し、適合性評価基準を選択し、技術文書の作成が必須となります。適合性評価には、既にメーカーで製品安全の経験があれば、自社で実施することができます。もし、初めてで技術文書の作成など未経験であれば、第三者認証機関に依頼して指示に従って技術文書作成することをお勧めします。

適合宣言書の作成に当たっては、輸出先の指定言語での作成が必要となります。適合宣言書が完成すれば、5 mm 以上の大きさで CE マーキングを完成品(包装、同梱文書などにも貼付可能)に貼付することになります。

写真 2 製品安全で使用されたＣＥマーク(左下)

既に電子機器には製品安全の観点から EU 向けには写真 2 のように CE マークが貼付されています。(この写真では、必要とする各種のマークは筐体に刷り込まれています。製品安全に関するマークのみならず環境に関するマークとして中国版 RoHS マーク、EU の WEEE マークなどもみられます)

写真 3　CE マーク

株式会社ケミトックス
〒145-0064 東京都大田区上池台 1-14-18
TEL: 03(3727)7111 / FAX: 03(3728)1710

技術文書に関しては、次のような点について配慮しておくことが必要となります。

1. 製品に関する概要説明
2. 構成部品、組立品、回路などの概念設計、製造図面、図解、機器の仕様書、取扱説明書など
3. 運用理解に必要な説明文
4. EU 官報で開示された評価基準に適合する整合規格
5. 設計上の計算結果、実施した試験内容、試験報告書を含む適合のために使用した手順説明
6. 試験報告書

製造者の義務として製品を特定できる型式、製造ロット(製造番号)を電気電子機器に貼付することが必要で、もし寸法の関係で貼付できない場合には、包装や同梱される取り扱い説明書に表示することが必要となります。作成した技術文書や適合宣言書は上市後、10年間の保管義務が発生します。

2013 年 1 月 3 日になると現行 RoHS 指令(2002/95/EC)は廃止となり、改正 RoHS 指令(2011/65/EU)に変わり、対象機器は CE マーキングが必須となります。

参考資料

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:174:0088:0110:EN:PDF